

「Winny裁判」その経緯と判決

佐々木 俊尚 ●フリージャーナリスト

Winny自体に、そして作者の意図に犯罪性はあったのか？ 判決のキーワードとなった“新たなビジネスモデル”とは

ファイル交換ソフト「Winny」を開発し、著作権法違反（公衆送信可能化権の侵害）幫助の容疑を問われた金子勇・元東大大学院助手への判決が2007年12月13日、京都地方裁判所で下され、京都地裁は罰金150万円（求刑懲役1年）の有罪判決を言い渡した。

■ Winny開発スタートのいきさつ

Winnyの開発が始まったのは、2002年4月のことである。それまで日本国内で隆盛を誇っていたP2Pファイル共有ソフトはWinMXだったが、2001年秋にWinMXのユーザー2人が京都府警に逮捕されたことから、WinMXよりも匿名性が高く、警察に摘発されないようなソフトを待望する声が高まった。具体的にいえば、2ちゃんねるのdownload板に「MXの次は何なんだ」というスレッドが立てられ、多くの書き込みが寄せられたのである。

Winnyの開発は、金子元助手の“歴史的”な書き込みからスタートしている。「暇なんでfreenetみたいだけど2ちゃんねらー向きのファイル共有ソフトつーのを作ってみるわ。もちろんWindowsネイティブな。少しまちなー」。

この宣言からすべてが始まり、翌月にはβ版が公開された。公開場所は、金子被告が開設したウェブサイトだった。Winnyは暗号化されたキャッシュを中継していくことで、送信者を特定できないようにするという、独自の匿名化技術を備えていた。つまりは警察に摘発される可能性が低いわけで、Winnyは多くのユーザーを集めることになる。そしてWinnyは順調にバージョンアップされ、翌年秋までの間、BBS機能を備えたWinny2も含めてバージョンアップ回数は238回に達した。

■ Winny利用者逮捕、そして作者の逮捕へ

ところが2003年秋に、利用者にとっては驚くべき事態が起きた。利用者が警察によって摘発されてしまったのである。匿名技術によって送信者が特定されないはずだったのにもかかわらず、Winnyを使って映画やゲームのコンテンツをアップロードしていた男性2人が、京都府警ハイテク犯罪対策室に著作権侵害容疑で逮捕されたのだ。

その手法は後に、金子元助手の公判で検察官によって明ら

かにされた。警察はWinny本体の暗号解読を試みたが失敗し、WinnyBBSに目をつけ、WinnyBBS上で「これから放流します」と時間を決めて違法ファイルをアップロードすることを宣言していた人物を特定することに成功したのだった。

WinnyBBSというのはWinnyに付属した機能で、マルチスレッド型掲示板をWinnyネットワーク上に作り上げてしまうものだ。WinnyネットワークはピアP2Pのため、中央サーバーが存在せず、掲示板はWinnyユーザーなら誰でも立ち上げることができる。Winny本体の場合は送信者のIPアドレスを特定するのが困難であるのに対し、WinnyBBSであれば、比較的容易にスレッドを立てた人間のIPアドレスを探し当てることができる。

この利用者2人が逮捕された際、京都府警は金子元助手を摘発する方針ではなかったとされている。後に公判で、府警の捜査官が、こう証言しているからだ。「この時は、彼を被疑者にしようという考えはわれわれには毛頭なかった。プログラム開発者と被疑者はまったく別で、プログラマーは悪くない、使った者が悪いと思っていた」。

だが利用者2人の摘発にともなって府警が金子元助手の自宅を捜索し、任意での事情聴取を行うと、金子元助手は思いもよらない供述を行った。「著作権を侵害する行為を蔓延させて、著作権を変えるのが目的だったんです」などと言ったのである。

この発言がきっかけになり、府警側の対応が変わった。国家の法秩序に真っ向から立ち向かう発言を正規の供述調書に残している人間を、そのまま放置しているわけにはいかない——おそらくはそのような意志があったのではないかとされている。京都府警は同年末になって、被疑者として金子元助手を聴取し、そして年が明けた2004年5月10日、先に逮捕した正犯者2人に対する著作権侵害の幫助容疑で、金子元助手を逮捕したのだった。

■ 逮捕の反響、および弁護団と検察側の主張

この逮捕に対しては、IT業界内外から大きな批判が巻き起こった。ソフトウェア開発者が逮捕されるというのは、前代未聞の事態であり、将来のソフト開発に対する影響も予想されたからだ。金子被告に対する支援グループも結成さ

「Winny裁判」その経緯と判決

れた。そして集められた支援金は1000万円以上に達し、総勢約10人の弁護団も結成された。そして同年9月に、公判がスタートした。

この公判で、弁護団の主張は次のようなものだ。以下は、弁護団が結成された当初に発表した声明文からの抜粋である。

「金子勇の逮捕および拘留について、弁護団は京都府警の強引なやり方に憤りを禁じ得ないものであります。(中略) WinnyはP2P型ファイル交換ソフトであり、特定のサーバーに負担をかけることなく効率よくファイルを共有化するために開発されており、今後のネットワーク化社会にとって非常に有用なシステムであります。またファイル交換システムは広く用いられており、これらのソフトが違法視されたことはありません。アメリカでは適法とされた裁判例もあります。金子勇はWinnyを技術的検証として作成したに過ぎず、このソフトを悪用したものを幫助したとして罪に問われることは、明らかに警察権力の不当行使であります。今回の逮捕・拘留がクリエイターの研究活動に与える萎縮的効果は計り知れず、今後の日本におけるソフトウェア開発環境を揺るがせるものであります」。

これに対して検察側は、金子元助手が当初から著作権侵害を蔓延させようと考え、Winnyを開発・配布していたことを徹底して指摘した。前出の捜査官の証言に加え、2ちゃんねるの「47」名義での書き込みや、ウェブサイトで公開していた文書、姉や関係者とのメールのやりとりなどを証拠として提出したのである。

■ 争点その1：Winnyというソフトウェア自体の意味

この公判はIT業界で大きな注目を集め、歴史的な裁判とも呼ばれた。実際、審理も長期になり、結審するまでには約2年間を要したのである。争点は大きく分ければ2つあった。

第1の争点は、Winnyというソフトウェア自体の意味である。検察側は、Winnyというソフトそのものについて著作権侵害を助長させるものだと追及した。2006年7月3日の論告求刑公判で、検察官はこう述べている。「Winnyは機能に注目しても、著作権侵害を助長させるソフトである。匿名のまま送受信させる機能を持ち、送信者の特定を困難にする機能を有し、無限かつ加速度的に著作権侵害を拡散させている」。

その侵害助長機能というのは、検察側によれば、以下のようなものだ。

①中継者が自分が何のファイルを中継しているのかわからないなど暗号化による高度な匿名性がある。②アップロードすればするほど同時にダウンロードできる数が増える機能に

よって、意識的にアップロードを増やさせた。③ノード同士の趣味嗜好が近ければつながりやすくなるというクラスター機能。④人気の高いファイルを調べることができる被参照量閲覧機能。⑤著作権侵害のファイル名を調べられる検索機能。

これに対して弁護側は、ソフトウェアそのものに侵害助長性があること自体が問題であると反論した。ソフトには罪はなく、罪があるとすればそれはソフトを使った者の問題であるというロジックだった。

「検察側は、P2Pテクノロジーに対する基本的な理解が次如し、Winnyを著作権侵害のためのものと誤解しているのは明らかだ。今回の起訴は個人の思想に対する処罰を求めているようなものであり、しかもその思想に対しても歪曲して誤解している。思想で処罰しようというのは、ガリレオと同じではないか。技術の進歩は、止めようとしても止まるものではない。技術開発そのものを止めるのではなく、有効活用していく方法を考えるべきではないか」(初公判での弁護側の弁論より)。

弁護団は何度もガリレオ・ガリレイを引き合いに出している。公判の途中の弁論でも、こう述べた。「ガリレオと本件と同一視するというわけではないが、一定の共通点が見いだせることも事実だ。つまり17世紀にガリレオの地動説に対する偏見があったのと同じように、Winnyの開発目的に対する偏見が存在しているのである」。

また、村井純慶応大教授も弁護側の証人として出廷した。村井教授は何度も、エンドツーエンドの世界において、アプリケーションに責任を負わせるべきではないという理想を説いた。「効率の良い情報共有のメカニズムが、著作権法違反行為を助長させることに結び付くということは理解できません」「情報通信の基盤を開発することと、それがどう利用されたかは結び付けて考えられるべきではありません。開発すること、運用すること、それがどのように利用されるかということは、分けて考えるべきです」。

■ 争点その2：Winnyを開発・配布した作者の意図

第2の争点は、金子元助手がどのような意図をもってWinnyを開発・配布したのかという点だった。検察側は論告で、次のように述べている。「被告はfreenetのように『言論弾圧の下で使う』と言っているが、2ちゃんねるでは『freenetのようにどうのこうのという気はない』とも書いている。今回の事件が確信犯的犯行であることは明白で、侵害に利用されることをわかっていて配布したのは明らかだ」。

実際、金子元助手は2ちゃんねるdownload板で、次のように書き込みしていた。

「個人的な意見ですけど、P2P技術が出てきたことで著作権などの従来の概念がすでに崩れはじめている時代に突入しているのだと思います。お上の圧力で規制するというのも一つの手ですが、技術的に可能であれば、誰かがこの壁に穴あけてしまって後ろに戻れなくなるはず。最終的には崩れるだけで、将来的には今とは別の著作権の概念が必要になると思います。どうせ戻れないのなら押しちゃっていいっちゃって所もありますね」（原文のまま）。

「著作権含むけど、それと知らない人が単にデータを中継しただけでも捕まるってのなら逮捕可能かもしれないけど、それってルーター使ったら逮捕と同じなわけで、システム使っただけで無条件で逮捕可能にしないと、捕まえられんだろう」「あと作者の法的責任に関しては、情報公開を要請されるとか公開停止程度の勧告はありえますが、逮捕というのはまずありえないだろうと考えています」。

「このシステムでの法的な問題点ですけど、似ているのはやばいブツの運び屋と同じでしょう。システム利用者は自分が運んでいるものがやばそうなものであることは知っていますけど、その詳細は知らず、依頼に応じて他人のところを持って行くだけなわけです。そして運び屋の仲介は複数人で、仕事を頼むほうも、ものを受け取るほうも、実は運び屋に化けていて誰から誰にブツの運搬が行われているのか途中の運び屋はわからないという状況に似ています。運び屋を捕まえることはできるけど、法的な責任はそれほど問えない可能性があるってことです。そして、運び屋と違い、警察が簡単に車止めて中身を見られない状況なわけです」。

これに対して、弁護側はそのような意図は金子元助手にはなく、金子元助手がWinnyを開発したのは、有用なソフトを作成するための純粋な技術的検証の一環だったと反論した。

■ 京都地裁の判決：第1の争点に関して

さて、判決はどうだったのか。第1の争点に関して言えば、京都地裁の氷室真裁判長は判決の中で、「Winnyの技術的内容として認められるもの」として以下をあげた。

①P2Pテクノロジーを使ったソフトである。②個々のパソコンが対等に接続され、ファイルの情報もパソコン同士でやりとりされている（ピュアP2P）タイプのファイル共有ソフトである。③ファイルの情報を持ったキーが中継され、一次的な発信者がわからなくなる匿名性を持っている。④パソコン同士をクラスタリングし、すみやかにファイルが送受信される効率性を持っている。⑤特定のファイルは送受信しない無視機能がある。⑥Winny1のファイル共有機能に加え、Winny2には大規模なP2PのBBSを構築する機能がある。

しかし、判決はこれらの機能をただ提示しているだけで、これら機能にそもそも犯罪性があるのかどうかについては、いっさい言及していない。つまりWinnyというソフトそのものが犯罪的であるという検察側の主張は、事実上却下されたのだった。

判決理由はこう指摘している。「Winnyは、それ自体はセンターサーバを必要としない技術の一つとしてさまざまな分野に応用可能で有意義なものだ。技術自体は価値中立的であり、価値中立的な技術を提供することが犯罪行為となりかねないような、無限定な幫助犯の成立範囲の拡大も妥当でない」。つまり京都地裁は、Winnyの技術には価値があり、ソフトそのものは「中立」であって、それがイコール犯罪になるようなことはない、と明確に言い切ったのだった。

判決理由はこうも述べている。「結局、外部への提供行為自体が幫助行為として違法性を有するかどうかは、その技術の社会における現実の利用状況やそれに対する認識、提供する際の主観的態様によると解するべきである」。要するにソフト開発者が、どのような気持ちでそのソフトを提供したのか、その際にそのソフトがどのように使われるのかと認識していたのか。つまりは開発者の「主観」によるといふことなのだ。そしてこれが、第2の争点へとつながる。

■ 京都地裁の判決：第2の争点に関して

判決で氷室裁判長は、おおむね次のような趣旨のことを述べた。——Winnyは、主犯の2人が著作権侵害ファイルをアップロードするための手段として有形的に容易ならしめたことは、客観的な側面から明らかに見て取れる。しかし弁護人は、WinnyはP2Pソフトとしてさまざまに応用可能な有意義なものであり、それ自体の価値は中立的であると主張している。では、そのWinnyを外部提供したことに違法性があるかどうか、主観的な対応はどうかを考えなければならない。そこで、Winny配布にどのような目的があったのかを、検討したい——。

そうして判決では、次のように認定した。「被告人は、Winnyが一般の人に広がることを重視し、ファイル共有ソフトがインターネット上で著作権を侵害する態様で広く利用されている現状をインターネットや雑誌などによって十分に認識していたにもかかわらず、これを容認していた。そしてそうした利用が広がることで、既存のビジネスモデルとは異なるビジネスモデルが生まれることも期待しながらWinnyを開発、公開しており、これを公然と行えることでもないと意識も有していたと認められる」。

つまりはそこに金子元助手の犯意があったということ、裁判所は認めたのである。また弁護側が主張していた

「Winny裁判」その経緯と判決

「Winny開発の目的は技術検証」という点についても、裁判所は「被告人がそのような意図を有していたとする公判廷供述はその部分に関して信用できるが、かかる事情は、すでに認定した被告人の主観的態様と両立しうるものであって、上記認定を覆すものではない」とした。つまり、技術検証を行いつつ、しかもWinnyが著作権侵害の態様で普及していることを容認していたということは、金子元助手の中で両立する方向性だったということを判決は指摘したのだった。

とはいえ、この判決は金子元助手の行為を完全に犯罪行為として断罪したわけでもなかった。先の判決文にもあるように、裁判所は「既存のビジネスモデルとは異なるビジネスモデルが生まれることも期待しながらWinnyを開発、公開し」と表現し、さらにそのすぐ後に「ただし、Winnyによって著作権侵害がインターネット上にまん延すること自体を積極的に企図したとまでは認められない」と言い切っている。

■ 判決文のキーワード“新たなビジネスモデル”

おそらくこの判決で最も重要なポイントは、この部分である。氷室裁判長は、「Winnyはさまざまな分野に应用可能で有意義なものであり、技術自体は価値中立的なものである」とも述べ、Winnyの存在意義について理解を示している。その前提に立って、「ファイル共有ソフトが著作権侵害に使われることを知りながら公開し、それによって新しいビジネスモデルが生まれることを考えてWinnyを公開した」と述べた。裁判長はこの「新しいビジネスモデル」という言葉を判決理由の中で何度も使っており、最後の量刑理由の部分でも、こう告げている。

「もっとも被告人は、Winnyの公開・提供を行う際、インターネット上における著作物のやりとりに関して、著作権侵害の状態をことさら生じさせることを企図していたわけではない。著作権制度が維持されるためにはインターネット上における新たなビジネスモデルを構築する必要性、可能性があると技術者の立場として視野に入れながら、自己のコンピュータプログラマーとしての新しいP2P技術の開発という目的も持ちつつ、Winnyの開発・公開を行っていたという側面もある。被告人は本件行為によって何らかの経済的利益を得ようとしていたものではなく、実際、Winnyによって直接経済的利益を得たとも認められない」。

■ 作者が描いていた“新たなビジネスモデル”とは

金子元助手が考えていた「新しいビジネスモデル」とは、どのようなものだったのだろうか。彼は逮捕前、Winny配布サイトで「Winny将来展望」と題して、次のように書いている。

「最近私の方ではコンテンツ流通側とは逆側のコンテンツ提供者側に関するシステムについて考えてることが多いです。そもそも私がファイル共有ソフトに興味を持ったのは、当時ファイル共有ソフト使用ユーザーから逮捕者が出たということ（これは明らかに変だと思った）というもありましたが、どうやったらコンテンツ作成側にちゃんとお金が集まるのか？ということに、もともと興味があったからです。インターネットの一般への普及の結果、従来のパッケージベースのデジタルコンテンツビジネスモデルはすでに時代遅れであって、インターネットそのものを使用禁止にでもしない限りユーザー間の自由な情報のやりとりを保護する技術のほうが最終的に勝利してしまうだろうと前々から思っていました。そしてFreenetを知って、もはやこの流れは止められないだろうと」。

そしてその具体的解決方法のひとつとして、金子被告は「デジタル証券によるコンテンツ流通システム」を提案していた。それは次のような内容だ。

コンテンツ提供者はデジタル証券サーバーからデジタル証券のIDを発行してもらう。コンテンツは利用者が自由にコピーしたり配布できるが、その際には必ずコンテンツのデジタル証券IDを表示する。そして素晴らしいコンテンツの製作者に対して支援・投資したり、コンテンツに対して何らかの影響力を及ぼしたいと考えたら、そのデジタル証券を購入して投資することもできる。ユーザーの間で、デジタル証券を売買することもできる。この仕組みによって、クリエイターの側は利益を確保できるし、ユーザーの側はたとえば無名のコンテンツに初期投資して、メジャーになったら証券市場で売却して利益を上げるといったことも可能になる。

この証券システムの可能性についてはともかくも、金子元助手は決して単純な著作権侵害の拡大を狙っていたわけではなく、著作権システムの今後を彼なりのロジックによって考えていたのは間違いなかった。そしてその将来を実現するためには、ボロボロになっている現行の著作権システムが崩壊しなければならず、そこでWinnyを配布することを決断したのだった。そして氷室裁判長はこの金子元助手の思考経路に、明らかに一定の理解を示したのだった。

判決は求刑懲役1年に対し、罰金150万円という例外的に軽い内容となった。金子元助手の著作権に対する考え方は、現在の著作権法の理念とは著しくかけ離れている。その考え方が仮に倫理的には正しいものだったとしても、現行の著作権法、現行の著作権保護システムを崩壊させようとするのであれば、その行為は法違反とならざるをえない。一方でソフト開発者を裁くという裁判は過去に例がなく、このバランスをとった結果、「有罪ではあるけれども罰金刑」という微妙な判決になったものと思われる。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp